

第2回 隠岐の島町 景観計画 策定委員会

令和7年10月29日



本日の議事内容

1. 目標像と基本方針

2. 景観形成地区と方針

3. 景観形成重点地区と方針

4. 良好な景観形成のための行為の制限

5. 景観重要建造物

6. 景観重要樹木

7. 景観重要公共施設



本日の議事内容

1. 目標像と基本方針

2. 景観形成地区と方針

3. 景観形成重点地区と方針

4. 良好な景観形成のための行為の制限

5. 景観重要建造物

6. 景観重要樹木

7. 景観重要公共施設



1. 目標像と基本方針

① 目標像

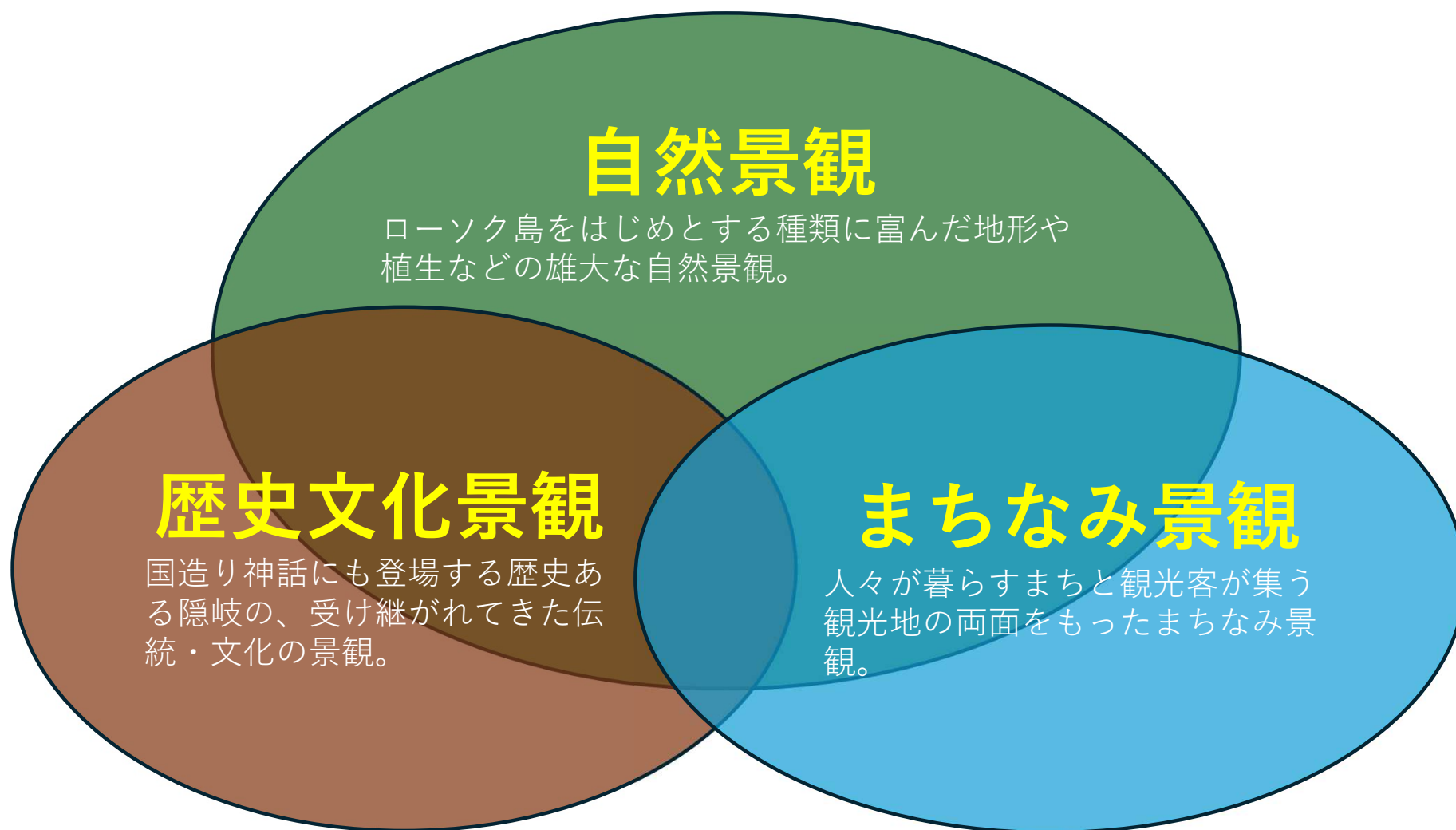
大山隠岐国立公園としての魅力を維持・向上し、町民が誇りに思い、訪れる人の期待に応える景観づくりを目指します。

隠岐の島町は豊富な自然景観を有し、大山隠岐国立公園に指定されているほか、ユネスコ世界ジオパークにも認定されています。そのため毎年多くの観光客が訪れ、地域の産業を支える一要因になっています。町民が島の景観に愛着と誇りを感じるとともに、訪れる人たちの期待に応えながら、先人たちが受け継いできた隠岐の特徴ある自然景観や歴史文化景観を維持し、さらなる景観の魅力向上を目指します。

1. 目標像と基本方針

② 景観特性

隠岐の島町の景観は、大きく分けて以下の3つに分類することができます。



1. 目標像と基本方針

③目標像を達成するための基本方針

1. **大山隠岐国立公園**としての魅力を磨き上げる景観づくり

大山隠岐国立公園として60年以上親しまれている隠岐の雄大な自然景観を保全し、さらなる魅力を引き出すことを目指します。

2. 隠岐の伝統文化を守り、**未来へつなげる**景観づくり

これまで多くの人々の営みによって築き上げてきた歴史や伝統文化を保全し、地域固有の歴史文化景観を将来に渡って継承します。

3. 地域の特徴を活かした、**賑わいのあるまちなみ**景観づくり

地域の特徴を活かして、町内外の人々に町の賑わいや安らぎを感じられる魅力的なまちなみ景観を目指します。

4. ふるさと隠岐の**美しい景観**を眺められる視点場づくり

ふるさとのまちを誇りに想い、隠岐の美しい海辺や山辺などを眺められる視点場の確保・維持・向上を目指します。

本日の議事内容

1. 目標像と基本方針

2. 景観形成地区と方針

3. 景観形成重点地区と方針

4. 良好な景観形成のための行為の制限

5. 景観重要建造物

6. 景観重要樹木

7. 景観重要公共施設

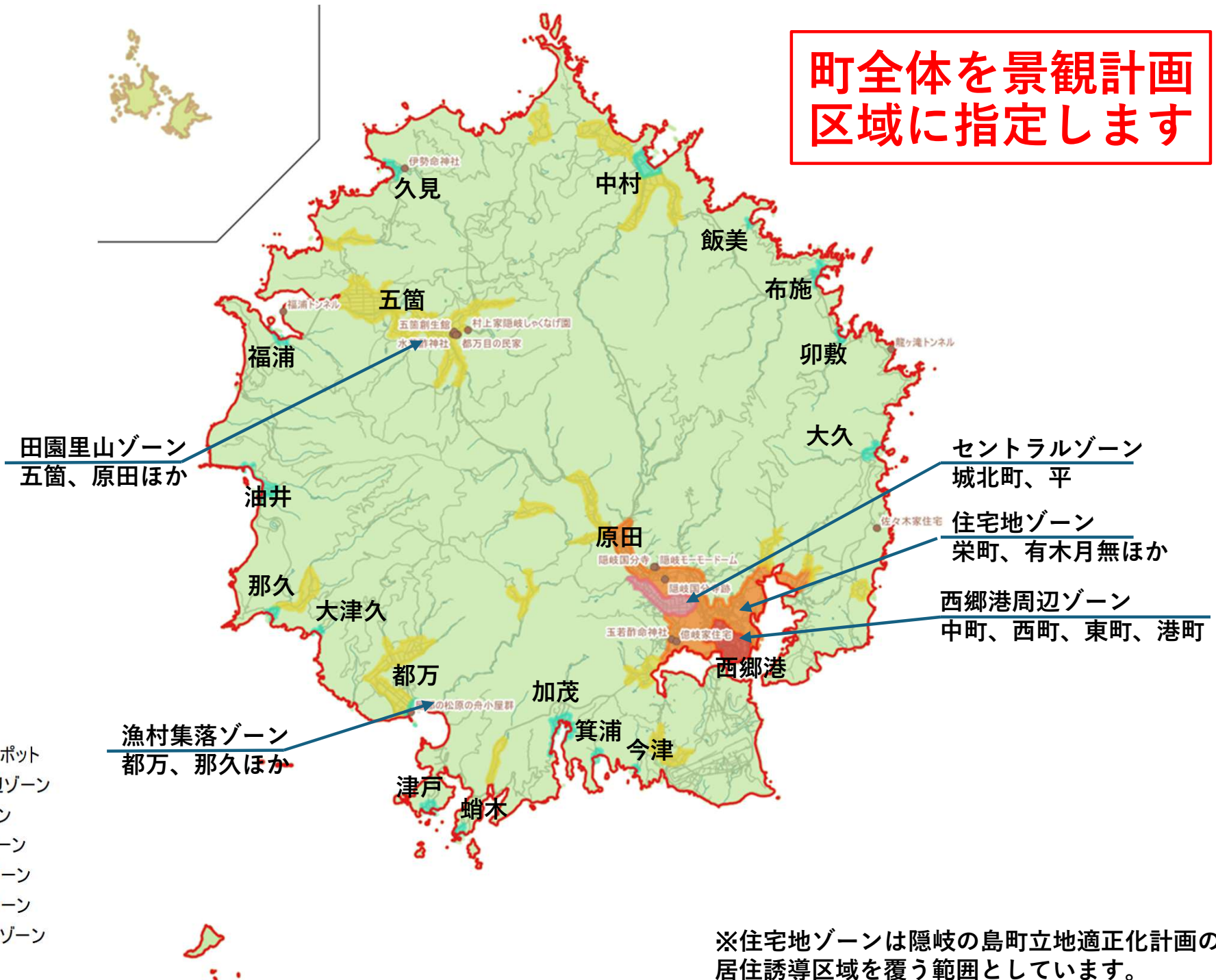


2. 景観形成地区と方針

町全体を景観計画
区域に指定します

凡例

- 歴史文化スポット
- 西郷港周辺ゾーン
- 住宅地ゾーン
- セントラルゾーン
- 漁村集落ゾーン
- 田園集落ゾーン
- 山なみ島嶼ゾーン



田園里山ゾーン
五箇、原田ほか

セントラルゾーン
城北町、平

住宅地ゾーン
栄町、有木月無ほか

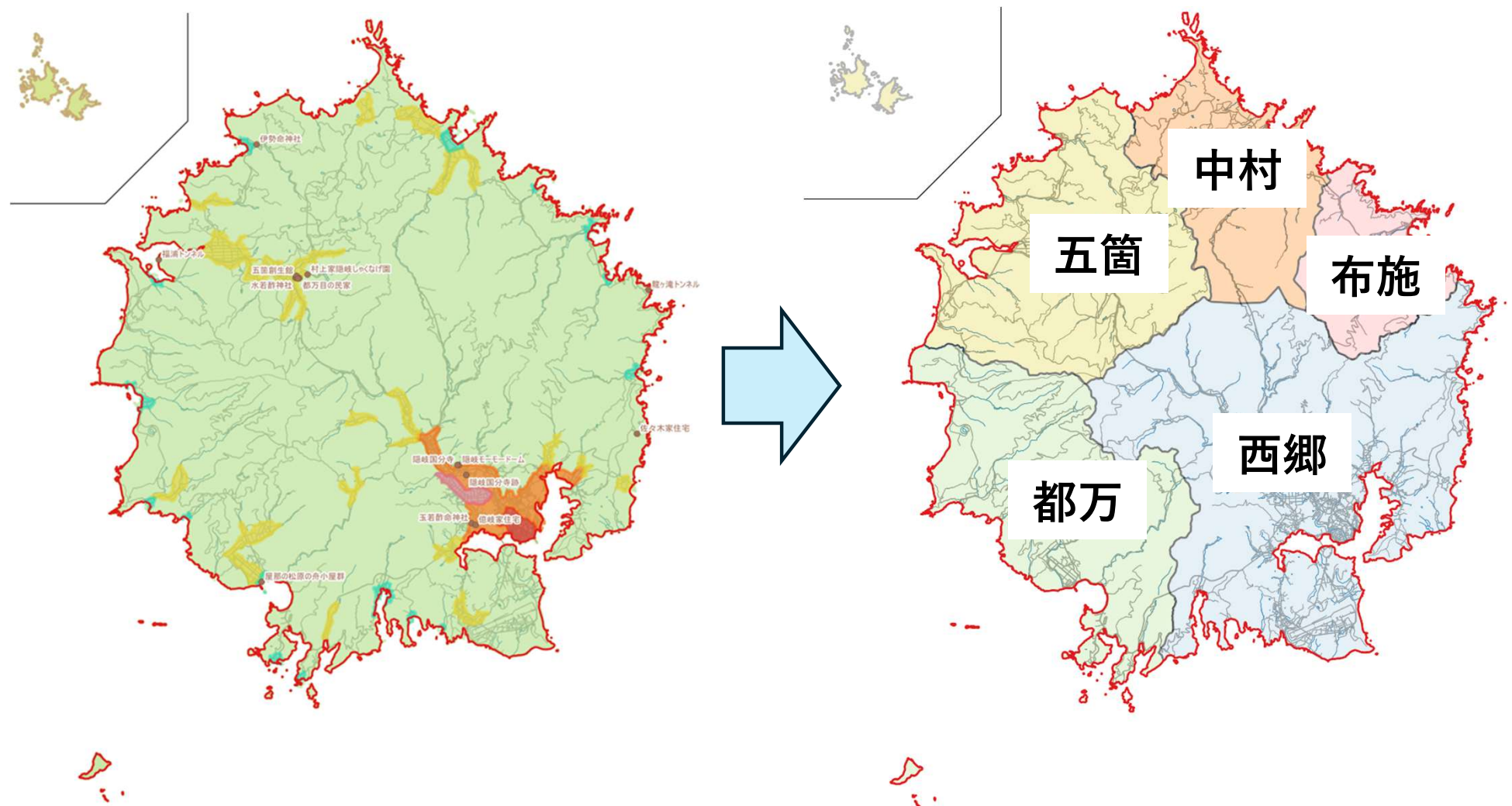
西郷港周辺ゾーン
中町、西町、東町、港町

漁村集落ゾーン
都万、那久ほか

※住宅地ゾーンは隠岐の島町立地適正化計画の
居住誘導区域を覆う範囲としています。

2. 景観形成地区と方針

本計画では町全体を「**景観計画区域**」として指定し、各地域の特徴を活かした景観づくりを行うため、5つの地域に分けて「**景観形成区域**」を設定します。



2. 景観形成地区と方針

西郷地域の規制状況



2. 景観形成地区と方針

西郷地域

○主な景観特性

- ・西郷湾全体が醸し出す隠岐の島町特有の景観
(西郷湾と背景林(愛宕山・金峯山・大満寺山・城山など)、西郷大橋など)
- ・風待ちの港町の風情が残る西郷港周辺の景観(中町、西町、港町、東町、八尾川沿いの景観)
- ・田園空間に役場や病院、商業施設など大型建造物が集積する景観(セントラルゾーン)
- ・西郷港周辺部分に立地する住宅を中心とした景観
- ・空港周辺の平坦で開放的な草地の景観
- ・隠岐の島町の歴史・文化を感じさせてくれる景観
(八百杉がある玉若酢命神社周辺の景観、隠岐国分寺周辺の景観)
- ・フェリー等から眺められる海岸の景観(岬の爆裂火口、岬の東側海岸、金峯山南側海岸など)
- ・南部と東部にある漁村集落の景観と道路や河川の沿線に広がる田園集落の景観
- ・西郷湾や港町を眺望できる視点場(西郷公園、運動公園、城山など)
- ・町民が集う場が多く存在(西郷公園、運動公園、塩浜海水浴場、寺の前公園など)



など

○景観形成上の懸念事項

- ・西郷港周辺で建築物の更新が増大
(デザインの不統一、工事期間中対策等)
- ・大型公共工事による山なみ景観の改変
- ・空き家や空き地の増大

など



愛宕山からの眺望

2. 景観形成地区と方針

○自然景観に関するポイント

- ・西郷湾を眺望できる視点場やフェリーから眺望できる西郷湾周辺の景観を保全する
 - 愛宕山、金峯山、飯ノ山、大満寺山の稜線を妨げたり、背景林の景観を阻害する造成や建築物・工作物等を規制する
 - 西郷湾の景観を阻害する建築物・工作物を規制する
 - 大満寺山の山腹部にある採石場の景観（主要な視点場からの景観）を少しでも改善できるように対策を検討する
 - 岬地区の東側及び金峯山南側の海岸の景観（自然公園特別区域と一体となった景観）を保全する
- ・空港周辺の開放的でのどかな景観を保全する
 - 空港周辺の開放的な草地景観を阻害するような建築物・工作物等を規制する
- ・ジオポイントや自然公園区域周辺の景観を保全する
 - 銚子ダム周辺、海岸エリアのジオポイントや自然公園区域の一体的なエリアで、阻害するような建築物・工作物等を規制する

○歴史文化景観に関するポイント

- ・玉若酢命神社周辺、隠岐国分寺周辺、佐々木家住宅周辺の景観保全を図る
 - 歴史的建造物の周辺エリアにおいては、その景観を阻害するような建築物・工作物等を規制する

○まちなみ景観に関するポイント

- ・中町、西町、港町、東町を中心とした賑わいのあるまちなみ景観形成を図る
 - 隠岐の島町のエントランスゾーンのふさわしい景観が形成されるように建築物や工作物などのデザインなどにルールを設定する
 - まちと港と背景林が一体となった西郷湾の景観が維持されるようにエリア内の建築物や工作物などの高さなどを規制する
 - 心地よい空間となるように、緑化や広場などの整備を推進する
- ・町民が集うエリアとして賑わいと親しみやすさを感じられる景観形成を図る
 - 看板や広告物は大きさや配置を留意するとともに、過度な点滅や派手な色彩を避け、調和のとれたデザインとする。
 - 周辺の田園景観との調和を図りつつ、交流するゾーンとして、良好な緑を確保し、居心地の良い空間をつくる
- ・町民の生活の場として、落ち着きのある住宅地の景観形成を図る
 - 建築物等は周辺環境と調和したゆとりと落ち着きのある住宅地景観すような材質・色彩・屋根形状のルールを設定する
 - 周辺環境と良好な緑の確保と管理により、快適で安らぎのある空間をつくる

2. 景観形成地区と方針

都万地域の景観資源



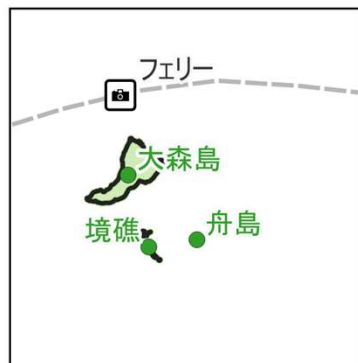
那久漁港



高田山

凡例

- 視点場
- 駐車場
- 漁港・港湾
- 桜の名所
- 建造物
- 公共施設
- 自然スポット
- 歴史文化スポット
- フェリー航路
- 道路
- 河川
- 漁村集落ゾーン
- 田園集落ゾーン
- 山なみ島嶼ゾーン

















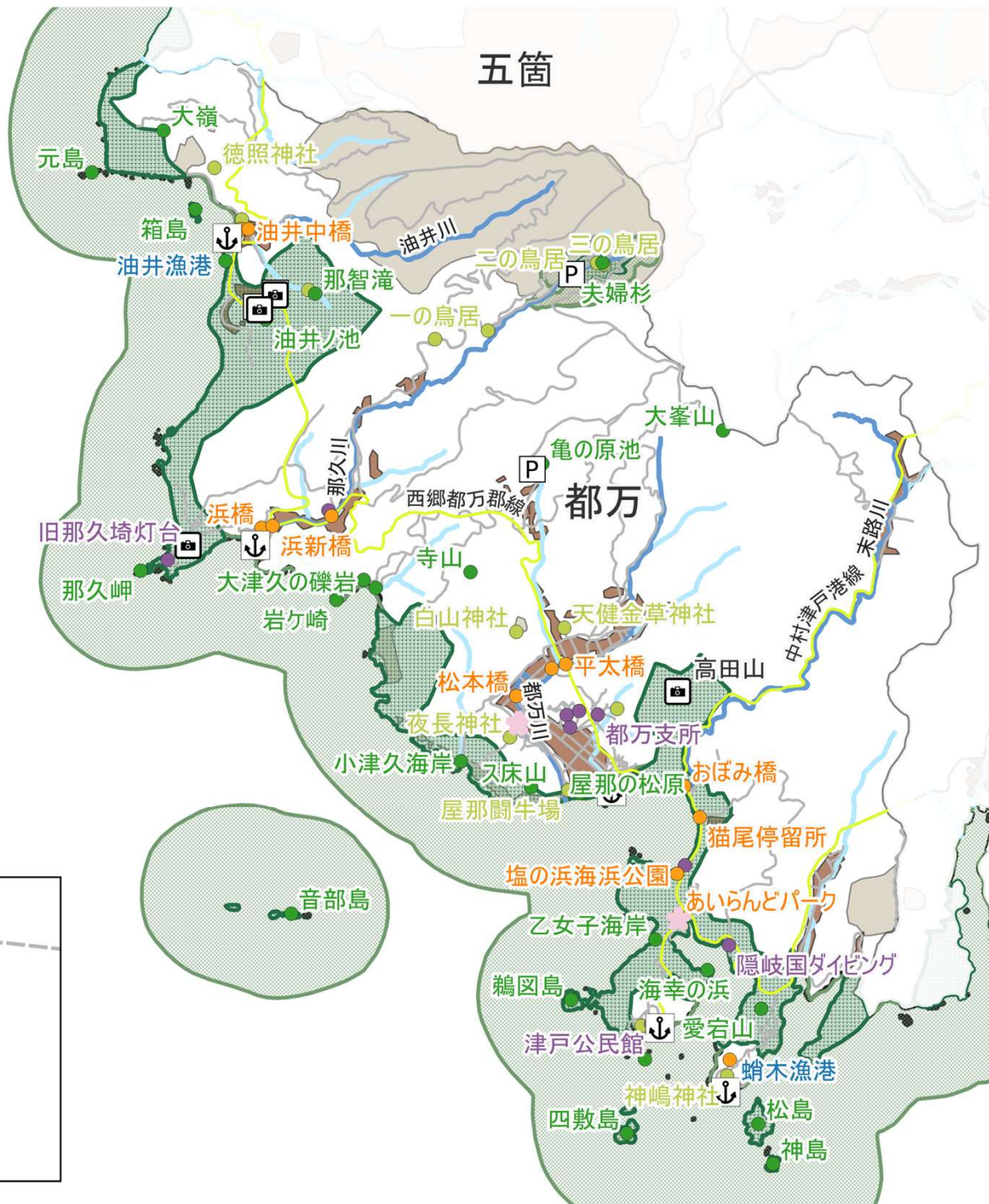
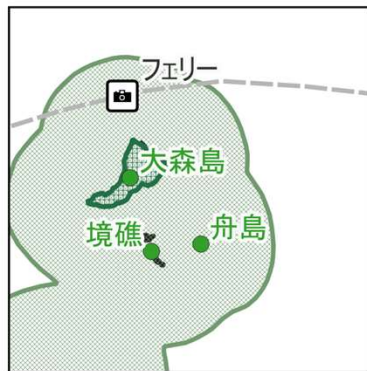
舟小屋群

2. 景観形成地区と方針

都万地域の規制状況

凡例

-  視点場
-  駐車場
-  漁港・港湾
-  桜の名所
-  建造物
-  公共施設
-  自然スポット
-  歴史文化スポット
-  フェリー航路
-  道路
-  河川
-  自然公園特別地域
-  自然公園地域
-  保安林
-  農用地区域



2. 景観形成地区と方針

都万地域

○主な景観特性

- ・ 漁村風景を今に伝える独特な景観（舟小屋群と屋那の松原）
- ・ 小さな漁港と集落からなる漁村集落の景観
- ・ 島前を望むことができる展望スポット（視点場）
- ・ 壇鏡の滝、油井の池などのジオスポットの景観
- ・ 向山川の沿線に広がる田園集落の景観
- ・ 多くの町民などが集う塩の浜海浜公園周辺の景観 など

○景観形成上の懸念事項

- ・ ジオスポット周辺での景観阻害
- ・ ジオスポット等へのアクセス道路の景観
- ・ 空き家と耕作放棄地の増加
- ・ 海洋ゴミの対策

など

○自然景観に関するポイント

- ・ ジオポイントや自然公園区域周辺の景観を保全する
 - 壇鏡の滝、油井の池、油井の前の洲など、海岸や内陸部エリアのジオポイントや自然公園区域の一体的なエリアで、阻害するような建築物・工作物等を規制する
 - ジオポイントなどへのアクセス道路沿線の景観の維持・向上を図る

○歴史文化景観に関するポイント

- ・ 屋那の松原・舟小屋群周辺の景観保全を図る
 - 周辺エリアにおいては、その景観を阻害するような建築物・工作物等を規制する

○まちなみ景観に関するポイント

- ・ 田園集落ゾーンの景観保全を図る
 - 建築物等は周辺環境と調和した田園集落の景観を保全するような材質・色彩・屋根形状にルールを設定する
- ・ 漁村集落ゾーンの景観保全を図る
 - 漁村の特徴的な景観を維持・保全するような材質・色彩・屋根形状にルールを設定する

2. 景観形成地区と方針

五箇地域の景観資源



2. 景観形成地区と方針

五箇地域

○主な景観特性

- ・重栖川沿いに広がる広い田園景観
- ・ローソク島をはじめとする海岸部の景観（遊覧船からの景観）
- ・海岸部の展望地からの雄大な景観
- ・水若酢神社周辺の歴史文化が感じられる景観

など

○景観形成上の懸念事項

- ・ジオスポット周辺での景観阻害
- ・ジオスポット等へのアクセス道路の景観
- ・空き家と耕作放棄地の増加
- ・海洋ゴミの対策

など

○自然景観に関するポイント

・ジオポイントや自然公園区域周辺の景観を保全する

- ローソク島、福浦トンネルなど、海岸エリアのジオポイントや自然公園区域の一体的なエリアで、阻害するような建築物・工作物等を規制する
- ローソク島遊覧船からの景観の維持・向上を図る
- ジオポイントなどへのアクセス道路沿線の景観の維持・向上を図る

○歴史文化景観に関するポイント

・水若酢神社周辺の景観保全を図る

- 周辺エリアにおいては、その景観を阻害するような建築物・工作物等を規制する

○まちなみ景観に関するポイント

・田園集落ゾーンの景観保全を図る

- 建築物等は周辺環境と調和した田園集落の景観を保全するような材質・色彩・屋根形状のルールを設定する

・漁村集落ゾーンの景観保全を図る

- 漁村の特徴的な景観を維持・保全するような材質・色彩・屋根形状のルールを設定する

2. 景観形成地区と方針

中村地域の景観資源




















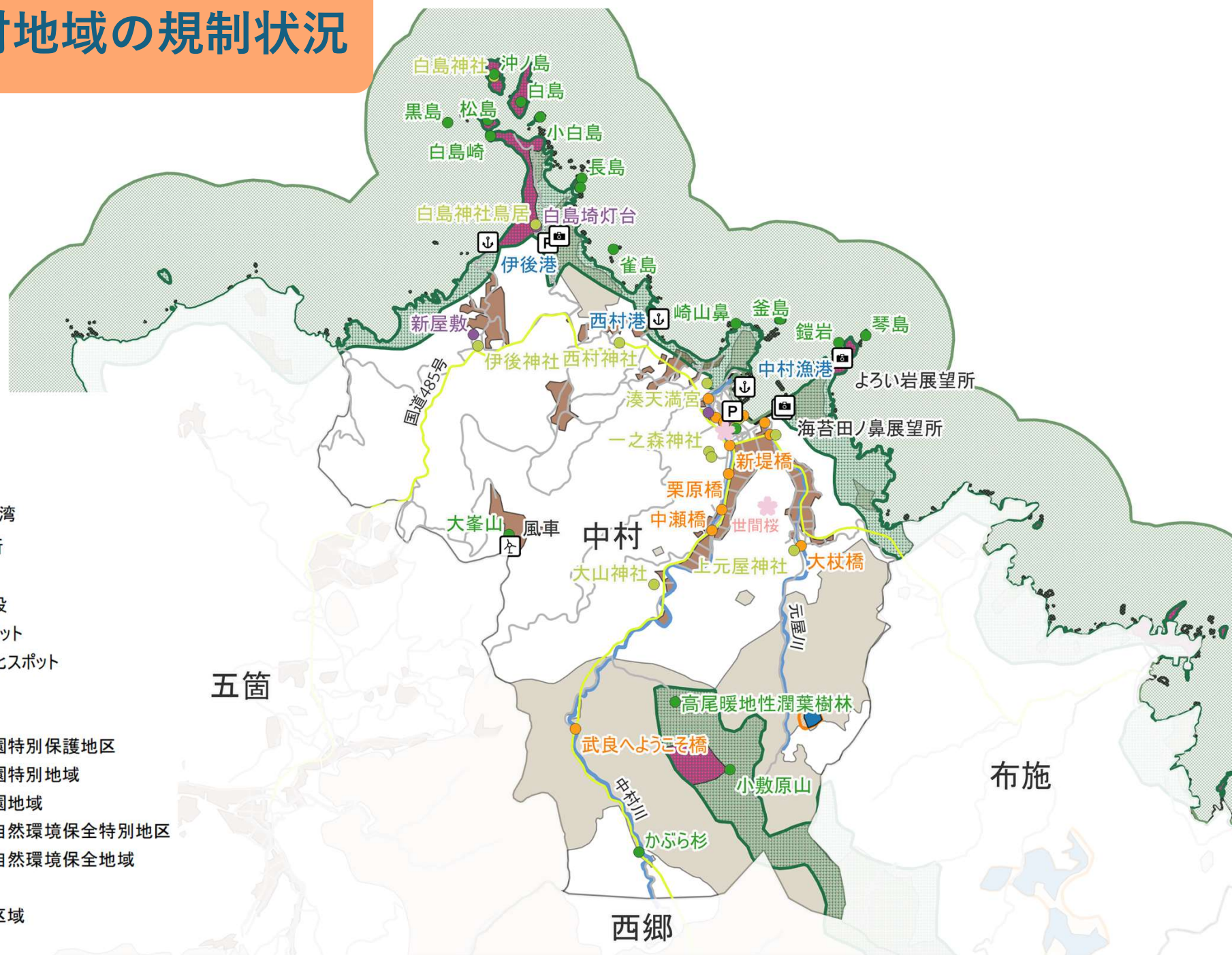
- 凡例
- 📷 視点場
 - P 駐車場
 - ⚓ 漁港・港湾
 - 🌸 桜の名所
 - 🏠 建造物
 - 🚰 公共施設
 - 🌳 自然スポット
 - 📍 歴史文化スポット
 - 🛣️ 道路
 - 🌊 河川
 - 🏘️ 漁村集落ゾーン
 - 🌾 田園集落ゾーン
 - 🏞️ 山なみ島嶼ゾーン

2. 景観形成地区と方針

中村地域の規制状況

凡例

-  視点場
-  駐車場
-  漁港・港湾
-  桜の名所
-  建造物
-  公共施設
-  自然スポット
-  歴史文化スポット
-  道路
-  河川
-  自然公園特別保護地区
-  自然公園特別地域
-  自然公園地域
-  島根県自然環境保全特別地区
-  島根県自然環境保全地域
-  保安林
-  農用地区域



2. 景観形成地区と方針

中村地域

○主な景観特性

- ・ 中村海岸のクロマツ群と砂浜の景観
- ・ 白島海岸、海苔田ノ鼻などの自然公園特別保護地区の景観
- ・ 海岸部の展望地からの雄大な景観
- ・ 大峯山の風力発電施設の景観
- ・ かぶら杉、世間桜や唐傘の松などの特徴ある樹木の景観

など

○景観形成上の懸念事項

- ・ ジオスポット周辺での景観阻害
- ・ ジオスポット等へのアクセス道路の景観
- ・ 空き家と空き地の増加
- ・ 海洋ゴミの対策

など

○自然景観に関するポイント

・ ジオポイントや自然公園区域周辺の景観を保全する

- 中村海岸、白島海岸、海苔田ノ鼻など、海岸エリアのジオポイントや自然公園区域の一体的なエリアで、阻害するような建築物・工作物等を規制する
- ジオポイントなどへのアクセス道路沿線の景観の維持・向上を図る

○まちなみ景観に関するポイント

・ 田園集落ゾーンの景観保全を図る

- 建築物等は周辺環境と調和した田園集落の景観を保全するような材質・色彩・屋根形状のルールを設定する

・ 漁村集落ゾーンの景観保全を図る

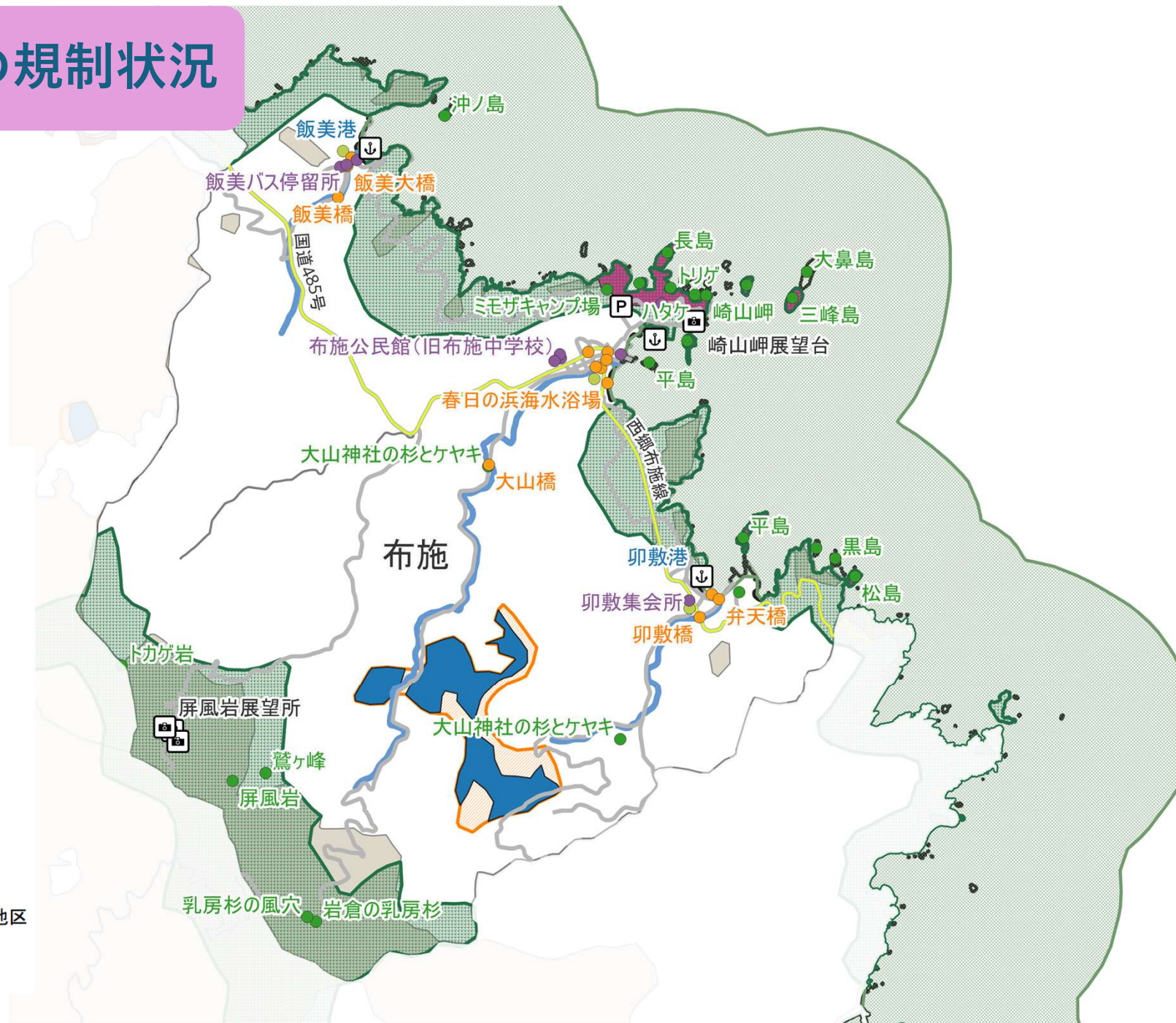
- 漁村の特徴的な景観を維持・保全するような材質・色彩・屋根形状のルールを設定する

2. 景観形成地区と方針

布施地域の規制状況

凡例

-  視点場
-  駐車場
-  漁港・港湾
-  桜の名所
-  建造物
-  公共施設
-  自然スポット
-  歴史文化スポット
-  道路
-  河川
-  自然公園特別保護地区
-  自然公園特別地域
-  自然公園地域
-  島根県自然環境保全特別地区
-  島根県自然環境保全地域
-  保安林



2. 景観形成地区と方針

布施地域

○主な景観特性

- ・トカゲ岩や屏風岩などの山岳部の特徴ある景観
- ・浄土ヶ浦などの海岸部の特徴ある景観（特別保護地区）
- ・春日神社周辺の松林の景観
- ・海岸部の展望地からの景観
- ・岩倉の乳房杉などの特徴ある樹木の景観

など

○景観形成上の懸念事項

- ・ジオスポット周辺での景観阻害
- ・ジオスポット等へのアクセス道路の景観
- ・空き家と空き地の増加
- ・海洋ゴミの対策

など

○自然景観に関するポイント

・ジオポイントや自然公園区域周辺の景観を保全する

- 浄土ヶ浦、春日の浜、トカゲ岩展望台など、海岸や山岳エリアのジオポイントや自然公園区域の一体的なエリアで、阻害するような建築物・工作物等を規制する
- ジオポイントなどへのアクセス道路沿線の景観の維持・向上を図る

○まちなみ景観に関するポイント

・漁村集落ゾーンの景観保全を図る

- 漁村の特徴的な景観を維持・保全するような材質・色彩・屋根形状のルールを設定する

本日の議事内容

1. 目標像と基本方針

2. 景観形成地区と方針

3. 景観形成重点地区と方針

4. 良好な景観形成のための行為の制限

5. 景観重要建造物

6. 景観重要樹木

7. 景観重要公共施設



3. 景観形成重点地区と方針

景観計画区域内において、**隠岐の顔**となる景観を有しており、**ふるさと隠岐に帰りたくなる景観を創出・保全すべき地域**を重点地区として指定します。

重点地区では、地域住民との合意形成を図りながらきめ細やかな方針を定めます。



西郷港玄関口地域

出典：西郷港玄関口まちづくり計画



3. 景観形成重点地区と方針

重点地区検討（西郷湾周辺）

フェリーで来島する方々が最初に目にする地域であり、爆裂火口をはじめ東海岸の自然景観の観点からも重要であると考えています。

- 凡例
- 📷 視点場
 - ▲ 山地
 - フェリー航路
 - 道路
 - かつば遊覧船航路
 - ⋯ 重点区域検討
 - 🌿 自然公園特別地域
 - 🌿 自然公園地域
 - 🏡 農用地区域



西郷湾を囲む愛宕山や金峯山、大満寺山などの山の稜線が見られる区域も重要な景観として考えています。

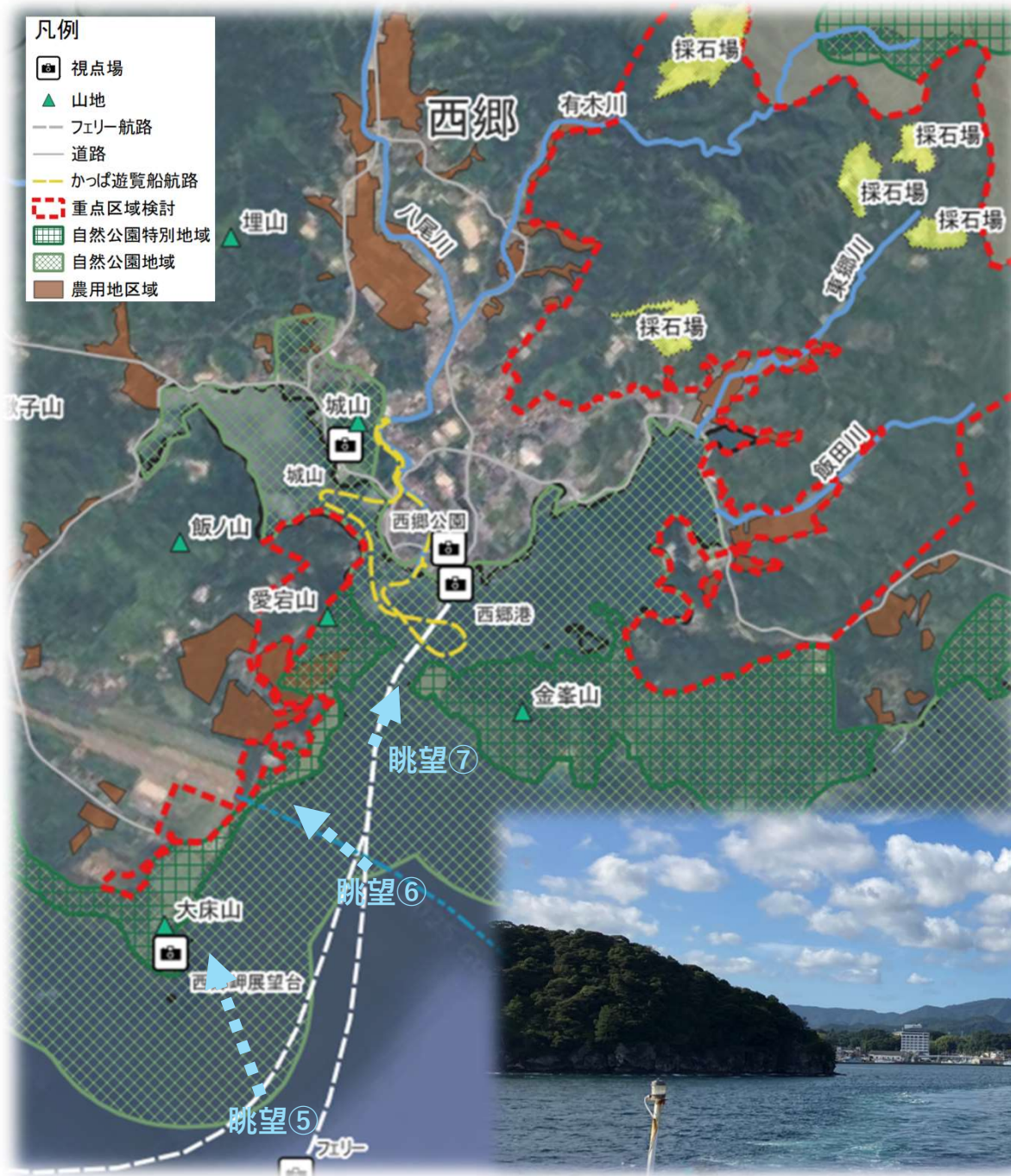
3. 景観形成重点地区と方針



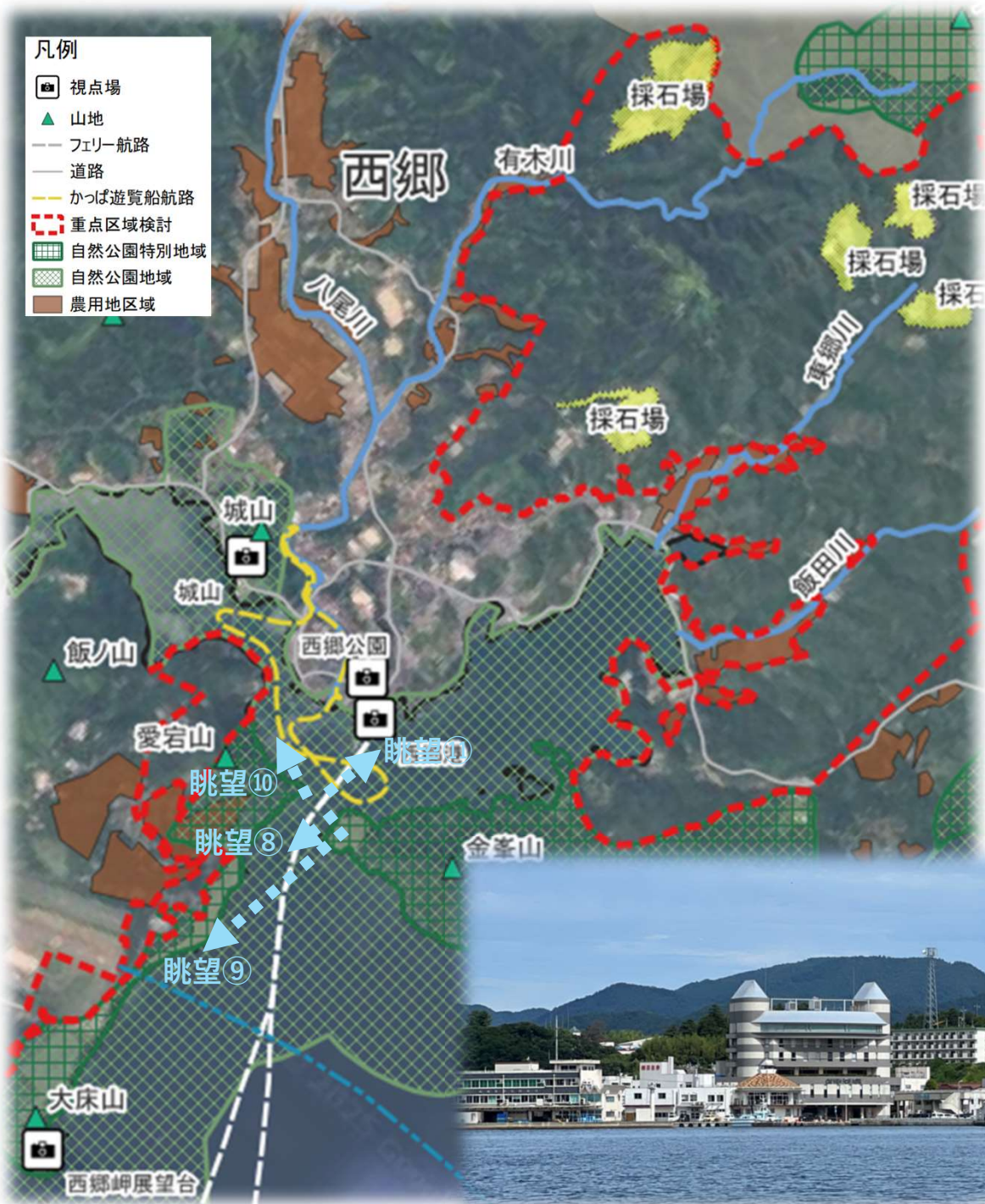
3. 景観形成重点地区と方針



3. 景観形成重点地区と方針



3. 景観形成重点地区と方針



本日の議事内容

1. 目標像と基本方針

2. 景観形成地区と方針

3. 景観形成重点地区と方針

4. 良好な景観形成のための行為の制限

5. 景観重要建造物

6. 景観重要樹木

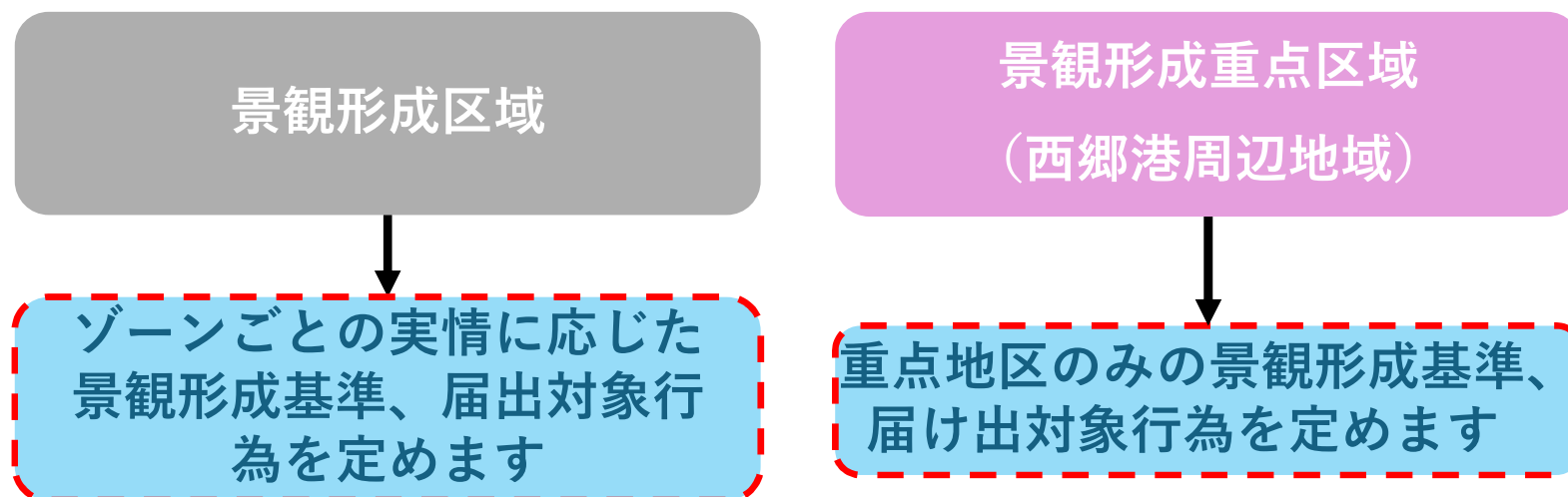
7. 景観重要公共施設



4. 良好な景観形成のための行為の制限

建築物や工作物の新設、増築、解体等は地域の良好な景観に大きな影響を及ぼす恐れがあるため、**届け出する対象行為**を定め、**行為の制限（基準）**を設けます。

島根県の景観条例に準拠し、現地調査結果を踏まえて、地域の実情に応じた基準を定めます。



景観条例で特定届出対象行為を定めると、景観形成基準のうち、建築物又は工作物の形態又は色彩その他の意匠の制限に適合しない場合は、設計変更命令を行うことが可能になります。

4. 良好な景観形成のための行為の制限

島根県の条例に定められている届出対象行為

- (1) 建築物の新築、増・改築、移転、撤去、外観の変更
- (2) 工作物の新築、増・改築、移転、撤去、外観の変更
- (3) 屋外における物品の集積・貯蔵
- (4) 鉱物の掘採、土石等の採取
- (5) 土地の区画形質の変更

※島根県大規模行為景観形成基準

届出対象行為 の基準

資料5を参照

本計画における行為の制限

- (1) 建築物の新築、増・改築、移転、撤去、外観の変更
- (2) 工作物の新築、増・改築、移転、撤去、外観の変更
- (3) **木竹の伐採**
- (4) 屋外における物品の集積・貯蔵
- (5) 鉱物の掘採、土石等の採取
- (6) **公有水面の埋立て**
- (7) 土地の区画形質の変更

届出対象行為 の基準

よりきめ細かく基準を設けます

本日の議事内容

1. 目標像と基本方針

2. 景観形成地区と方針

3. 景観形成重点地区と方針

4. 良好な景観形成のための行為の制限

5. 景観重要建造物

6. 景観重要樹木

7. 景観重要公共施設



5. 景観重要建造物

景観重要建造物 指定の要件

景観計画に定められた景観重要建造物の指定方針に即し、景観計画区域内の良好な景観の形成に重要な建造物（これと一体となって良好な景観を形成している土地その他の物件を含む）で国土交通省令で定める基準に該当するものを指定できる。（景観法第19条）

国土交通省令で定める基準（景観法施行規則第6条第1号）

★地域の自然、歴史、文化等からみて、建造物の外観が景観上の特徴を有し、景観計画区域内の良好な景観の形成に重要なものであること。

★道路その他の公共の場所から公衆によって容易に望見されるものであること。

- ・ 指定する場合は、あらかじめ、当該建造物の**所有者の意見**を聴かなければならない（所有者が2人以上いる場合はその全員）。
- ・ この指定は、文化財保護法の規定により国宝、重要文化財として指定され、又は仮指定された建造物については、**適用されない**。
- ・ 指定されると、所有者等の**適正な管理義務**が発生するほか、**増築や改築、除却、外観等の変更等には町長の許可**が必要となる。

5. 景観重要建造物

景観重要建造物 指定方針（案）

以下の項目に該当する建造物を景観重要建造物に指定する。

地域のシンボルとして、町民に親しまれている建造物で、文化財保護法の規定により国宝、重要文化財として指定されていない、又は仮指定されていない建造物



ランドマークとなっている建造物としては以下のようなものがあります。（景観上重要だと思われる建造物の多くは文化財に指定されています。）

- | | |
|--------------|--------------|
| ・ フェリーターミナル | ・ 隠岐温泉GOKA |
| ★ 隠岐ジオゲートウェイ | ・ 西郷岬灯台 |
| ☆ 海の見える交流施設 | ・ 那久岬灯台 |
| ★ 役場 | ・ 白島埼灯台 |
| ・ 隠岐病院 | など |
| ・ 町立図書館 | |
| ・ 隠岐島文化会館 | ★：近年建築された建造物 |
| ・ 総合体育館 | ☆：将来建築予定の建造物 |



本日の議事内容

1. 目標像と基本方針

2. 景観形成地区と方針

3. 景観形成重点地区と方針

4. 良好な景観形成のための行為の制限

5. 景観重要建造物

6. 景観重要樹木

7. 景観重要公共施設



6. 景観重要樹木

景観重要樹木 指定の要件

景観計画に定められた景観重要樹木の指定方針に即し、景観計画区域内の良好な景観の形成に重要な樹木で国土交通省令で定める基準に該当するものを指定できる。（景観法第28条）

国土交通省令で定める基準（景観法施行規則第11条第1号）

- ★地域の自然、歴史、文化等からみて、樹容が景観上の特徴を有し、景観計画区域内の良好な景観の形成に重要なものであること。
- ★道路その他の公共の場所から公衆によって容易に望見されるものであること。

- ・ 指定する場合は、あらかじめ、当該樹木の**所有者の意見**を聴かなければならない（所有者が2人以上いる場合はその全員）。
- ・ この指定は、文化財保護法の規定により特別史跡名勝天然記念物又は史跡名勝天然記念物として指定され、又は仮指定された樹木については、適用されない。
- ・ 指定されると、所有者等の**適正な管理義務**が発生するほか、**伐採や枝の剪定等には町長の許可**が必要となる。

6. 景観重要樹木

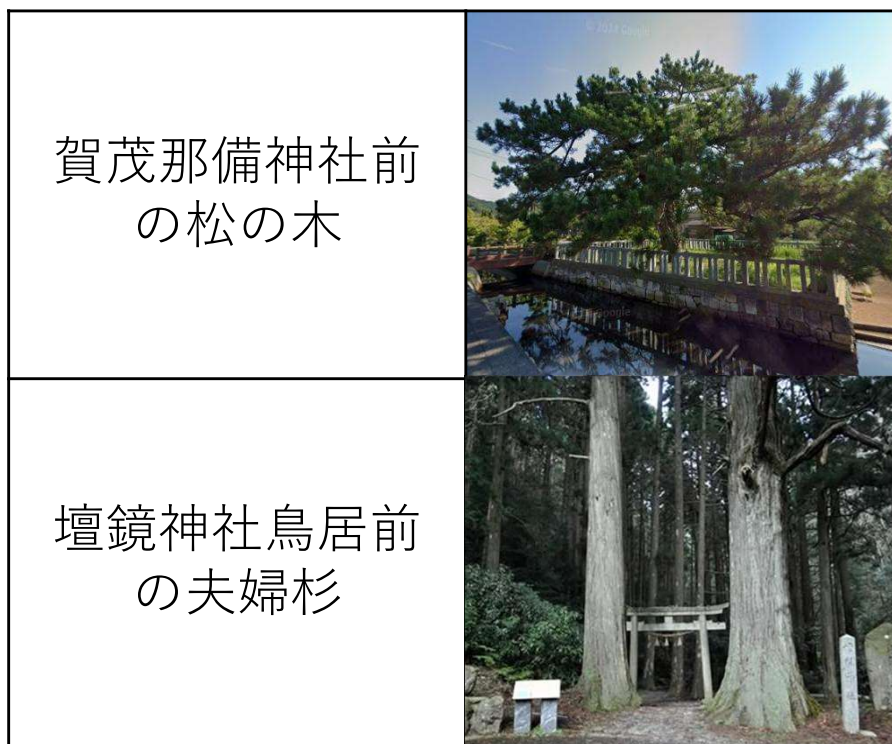
景観重要樹木 指定方針（案）

以下の項目に該当する樹木を景観重要樹木に指定する。

地域のシンボルとして、町民に親しまれている樹木で、文化財保護法の規定により特別史跡名勝天然記念物又は史跡名勝天然記念物として指定されていない樹



ランドマークとなっている樹木で、町民アンケート調査で挙げたものとしては右のようなものがあります。（景観上重要だと思われる樹木の多くは天然記念物等に指定されています。）



本日の議事内容

1. 目標像と基本方針

2. 景観形成地区と方針

3. 景観形成重点地区と方針

4. 良好な景観形成のための行為の制限

5. 景観重要建造物

6. 景観重要樹木

7. 景観重要公共施設



7. 景観重要公共施設

景観重要公共施設 指定の要件

景観計画に定められた景観重要公共施設の指定方針に即し、景観計画区域内の良好な景観の形成に重要な公共施設で国土交通省令で定める基準に該当するものを指定できる。（景観法第47～54条）

地域の景観を構成する以下の公共施設が対象となる。

- ・ **道路**（道路法に基づく）
- ・ **海岸**（海岸法に基づく）
- ・ **河川**（河川法に基づく）
- ・ **港湾**（港湾法に基づく）
- ・ **都市公園**（都市公園法に基づく）
- ・ **漁港**（漁港及び漁場の整備等に関する法律に基づく）

・ 整備に関する事項や許可等の基準を定める際には、**当該公共施設の管理者との協議・同意が必要**になる。

・ 景観重要公共施設に指定されると、対象となる公共施設において、占用許可等を受ける場合は、従来占用許可基準と合わせて**景観重要公共施設の基準に適合することが必要**になる。

7. 景観重要公共施設

景観重要公共施設 指定方針（案）

- ・ 西郷港（西郷湾）
- ・ 汽船場通り
- ・ 大社小路
- ・ 五賀屋小路
- ・ 目貫通り
- ・ 汐待ち通り
- ・ 灘通り
- ・ 永代橋通り
- ・ 西町通り
- ・ 七軒屋小路
- ・ 愛の橋通り
- ・ 国道485号
- ・ 県道323号
- ・ だんじり舞通り
- ・ 八尾川
- ・ 八尾川かっぱ公園
- ・ 西郷公園
- ・ 隠岐の島町運動公園
など

